



許可番号 2009005637

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県八千代市上高野1728番地5
氏名 株式会社東亜オイル興業所
代表取締役 碩 孝光
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成 29 年 1 月 12 日

許可の有効年月日 平成 36 年 1 月 11 日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・燃え殻
 - ・汚泥
 - ・廃油
 - ・廃酸
 - ・廃アルカリ
 - ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - ・紙くず
 - ・木くず
 - ・繊維くず
 - ・動植物性残さ
 - ・ゴムくず
 - ・金属くず
 - ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - ・銧さい
 - ・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 - ・ばいじん
- （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成 29 年 1 月 12 日 新規許可
- ・平成 29 年 1 月 12 日 更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。